

議案第58号

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額」を「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額」に改め、同条第2項ただし書中「（昭和46年政令第281号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

平成28年 6月3日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
58号	1

提案理由（議案第58号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度が、少子化対策の充実のため、平成28年10月診療分から小児及び妊産婦の所得制限を緩和することに伴い、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
58号	2

守谷市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

改正	現行
(医療福祉費の支給制限)	(医療福祉費の支給制限)
第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。	第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
(1) 妊産婦にあっては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、 <u>児童手当法施行令</u> （昭和46年政令第281号）第1条に定める額	(1) 妊産婦にあっては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、 <u>児童手当法施行令</u> の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）

で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) から (4) まで (略)

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令

第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定め

で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) から (4) まで (略)

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定め

る額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

3 (略)

る額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

3 (略)